

見積書
提出期限

令和7年9月25日

午後 3時

071067

様式2(表)

l
収入印紙
契約の相手方
となった者は
貼付を要する

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者
大阪市東住吉区長

様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額	百万	千	円
契約金額	百万	千	円
<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	円		
<input type="checkbox"/> 免税事業者			

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	令和7年度 東住吉区小学生朝食コンテスト応募要領・応募用紙印刷								
履行期限	令和7年11月21日			履行場所	本市指定場所				
履行方法	別紙仕様書のとおり			その他					
明細書	名 称	形 状・寸 法・摘 要					数 量		
	別紙のとおり								
(見積条項) 裏面のとおり									
本書のとおり契約を締結する。									
1 契約方法 随意契約		2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の5/100以上 (金 円)				支出科目			
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号		<input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除							
用途									
摘要									
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長			係員	起案 令和 . .
									決裁 令和 . .
									大東住 契第 号

仕様書

1 案件名称 令和7年度 東住吉区小学生朝食コンテスト応募要領・応募用紙印刷

2 品名・数量・規格等

品名	規格等	数量
東住吉区小学生朝食コンテスト応募要領・応募用紙	別紙のとおり	6, 080枚

3 納入期限

令和7年11月21日

4 納入場所

東住吉区役所保健福祉課（保健担当）1階13番窓口

大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

電話番号：06-4399-9882

5 特記事項

- ・本仕様書に記載のこと及び疑義については、見積までに下記「6 担当者」に確認すること。なお、落札後の疑義については、本市の解釈とする。
- ・契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納入に関する経費、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- ・契約締結後、速やかに下記「6 担当者」と印刷日程等の詳細について協議し、単価明細を提出すること。
- ・成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、本市に帰属するものとする。
- ・契約時と納入時に別途の「資材確認票」を提出すること。
- ・納入の際は、納入物品が確認できる「納品書」、別添の「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- ・納入日時及び納入場所については、事前に下記「6 担当者」と打ち合わせをすること。
- ・納入時における搬入用車両の駐車場所については下記「6 担当者」の指示に従うこと。
- ・納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、充分な措置を講じること。万一、納入先の建物や建物等に付隨する設備又は第三者に損傷を与えた場合は受注者において補償すること。
- ・納入時に発生したゴミは、持ち帰ること。

6 担当者

東住吉区役所保健福祉課（保健担当）

担当：杉谷・大場

大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

電話番号：06-4399-9882

	形状・寸法等の詳細
①印刷方法	印刷方法：オフセット印刷 <u>両面印刷（表面カラー 裏面スミ1色）</u> 【表面】「東住吉区小学生朝食コンテスト応募要領」 【裏面】「東住吉区小学生朝食コンテスト応募用紙」
②仕上がり寸法	A4 サイズ
③紙質	上質紙 90 キロ
④原稿	契約締結後、5日以内に原稿データ（Word）を提供可能 (データの受け渡し方法については担当者と別途相談すること)
⑤校正	簡易校正：1回程度（データによる確認可） 本紙最終校正：1回（現物確認）
⑥納入方法	本市が指定する枚数ごとに封筒等に入れて納入すること ※「[参考] 梱包について」のとおり
⑦その他	・業務には、レイアウト調整などの、編集業務も含む。 ・契約までの間に若干のデザイン内容変更の可能性あり。

かしこく食べよう！ゲンキをつくろう！



ひがしそみよしくじょうがくせい
東住吉区小学生

朝食

コンテスト

【応募期間】 令和7年12月1日(月)～令和8年1月16日(金)

【応募資格】 区内在住の小学生

【応募内容】 手軽でおいしくて栄養バランスがよい朝食メニュー(1食分)

【応募方法】 応募用紙(この用紙の裏)に記入し、朝食の写真またはイラストを貼って学校へ提出

または保健福祉センターへ持参(令和8年1月16日(金)必着で送付してもよい)

★メニューに使う食材は自由

★提出は1人1メニューのみでご家族と一緒に考えたものでも応募できます

【受賞内容】 小学生朝食コンテスト審査委員会で栄養バランスいいで賞・おいしそうで賞・

アイデア賞・朝食わくわく賞の合計53作品を選考します

【表彰】 入賞者に2月上旬頃ご連絡します(入賞されなかつた方には通知しません)

入賞作品は令和8年2月3日～13日(土日祝除く)東住吉区役所区民ギャラリー

にて掲示

【その他】 応募作品は返却します個人情報は本コンテスト以外の目的には使用しません

【問い合わせ】 東住吉区保健福祉センター保健福祉課(保健)

大阪市東住吉区東田辺1-13-4 電話06-4399-9882

【実施主体】 東住吉区保健福祉センター・東住吉区食育推進ネットワーク委員会

協力: わくわくパークリエイト株式会社(長居公園指定管理者)

おうちのかたへ

★朝食は1日のはじまりの大切なエネルギー源!

朝食の工夫3カ条(朝食の準備、スピードアップポイント)

ポイント1 下ごしらえで手間いらず
夕食の支度をするときに次の日の朝食のことも考えて準備

ポイント2 調理しなくていいものを準備
そのまま食べられるチーズや果物を用意

ポイント3 パターンを決めてなやまない
毎朝お決まりのパターンをきめておく



大阪市食育推進キャラクター
「たべやん」

農林水産省「子どもの食育」より抜粋

ひがしすみよしくしょうがくせいちょうしょく
東住吉区小学生朝食コンテスト応募用紙 (エントリーNo.)

ふりがな	おうぼようし 小学年組
しめい 氏名	しょうがっこう ねん 組

こんだてめい
献立名

★使った食材

しゃしん
写真またはイラストのうらに名前を記入して

ここにしっかりと貼ってください

★メニューの作り方

★アピールポイント (メニューのこだわりや思い、食べた感想)

[参考]梱包について

※各小学校長名と封入枚数が記載されたラベルシールをお渡します。

※封筒(準ずるもの可)をご準備いただきラベルシールを貼付してください。

(東住吉区役所保健福祉課(保健)1階13番窓口にご来庁いただける場合はラベルシールを添付した封筒をお渡します)

※各封筒には下表の封入枚数のとおり「応募要領・応募用紙」を封入してください。

※小学校分は20枚ごとに合紙を挟んでください。

※各封筒の封は閉じないでください。

※封入枚数は変更になる場合があります。

小学校名称	封入枚数
桑津小学校(1／3)	300
桑津小学校(2／3)	300
桑津小学校(3／3)	30
北田辺小学校(1／2)	300
北田辺小学校(2／2)	115
田辺小学校(1／3)	300
田辺小学校(2／3)	300
田辺小学校(3／3)	65
東田辺小学校(1／2)	300
東田辺小学校(2／2)	10
南田辺小学校(1／3)	300
南田辺小学校(2／3)	300
南田辺小学校(3／3)	200
南百済小学校(1／2)	300
南百済小学校(2／2)	215
育和小学校(1／2)	300
育和小学校(2／2)	290
鷹合小学校(1／2)	300
鷹合小学校(2／2)	130
今川小学校(1／2)	300
今川小学校(2／2)	275
矢田小学校	135
矢田東小学校	275
矢田西小学校	275
矢田北小学校	180
湯里小学校	165
東住吉区役所	120
合計	6,080

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：06-4399-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：_____

資材確認票

(会社名) _____

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
 () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

								作成年月日： 年 月 日
								御中
件名：								
<u>資材確認票</u>								
								<u>〇〇印刷株式会社</u>
<p>(○) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）</p> <p>() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）</p>								
印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市グリーン調達方針適合有無	備考	
用紙	本文	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値 90	
	表紙	○	A	コート紙	●●製紙／●●	○		
	見返し	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値 85	
	カバー	—	—					
インキ類	○	A	平版インキ	●●インキ／●●	○			
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	●●化学／●●	○		
	表面加工	○	A	OPニス	●●化学／●●	○		
	その他加工	—	—					
その他								

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

<u>作成年月日 :</u> 年 月 日 <u>御中</u>			
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト			
<u>会社名 :</u>			
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。			
工程	実 現	基 準 (要求内容)	
製版	はい／いいえ	<p>①次の A 又は B のいずれかを満たしている。</p> <p>A 工程のデジタル化 (DTP 化) 率が 50%以上である。</p> <p>B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。</p>	
	はい／いいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	はい／いいえ	<p>③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。</p>	
	はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。	
	はい／いいえ	⑤損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。	
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工 該当 : あり／なし	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。	
	はい／いいえ	⑨損紙等 (光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム) の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本加工 該当 : あり／なし	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい／いいえ	⑪損紙等 (製本工程から発生する損紙) の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

作成年月日： 年 月 日 御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
<u>〇〇印刷株式会社</u>		
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
	はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ
表面加工	はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
該当： あり／なし	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工 該当： あり／なし	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。